

個人住民税と所得税の税額が平成19年から変わります

地方自治体が自主的に財源を確保し、住民の皆さんに必要なサービスを自らの責任でより効果的に行えるよう、国税である所得税の一部を地方税である個人住民税（個人市民税と個人県民税を合わせたもの）へ移すことになりました（このことを「税源移譲」と言います）。
これにより、平成19年から所得税と個人住民税の税額が変わります。

どう変わるの？

個人住民税には、所得金額に応じて負担する所得割と、一定額を均等に負担する均等割があります。この所得割の税率は現在5%（課税標準額200万円以下）、10%（同200万円超700万円以下）、13%（同700万円超）ですが、平成19年度から一律10%に変わります。

税額変化の3つのポイント

所得税と個人住民税を合わせた税負担は変わりません
個人住民税所得割の税率は一律10%になりますが、所得税の税率は現在の4段階から6段階に変わります。
この結果、課税標準額200万円以下の部分は個人住民税所得割の税率が5%から10%に引き上げられますが、その分所得税の税率が10%から5%に引き下げられ、所得税と個人住民税を合わせた全体の税負担は変わりません。

【課税標準額が300万円の住民税計算例】

- 平成18年度分まで
200万円×5% +
(300万円 - 200万円) × 10% = 20万円
- 平成19年度から
300万円×10% = 30万円
増加分の10万円は、所得税から減額。

【税源移譲前後の所得税と住民税の計算例】

独身者の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）		
	所得税	住民税	計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000

給与収入	税源移譲後（単位：円）		
	所得税	住民税	計
300万円	62,000	126,500	188,500
500万円	160,500	260,500	421,000
700万円	376,500	404,500	781,000

負担増減額
0円
0円
0円

夫婦2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。住民税には均等割は含まれていません。税源移譲前の税額は、定率減税額を差し引く前の金額です。

夫婦・子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）		
	所得税	住民税	計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000

給与収入	税源移譲後（単位：円）		
	所得税	住民税	計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	59,500	135,500	195,000
700万円	165,500	293,500	459,000

負担増減額
0円
0円
0円

税金の納付方法によって、影響が出る時期にズレがあります

毎月の給料から税金を引かれている人は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、個人住民税の増加は平成19年6月の給料から実施され、税負担の減少が先行します。

上記以外の人は、個人住民税の増加は平成19年6月から、所得税の減少は平成20年3月の確定申告から実施され、税負担の増加が先行します。

そのほかの税制改正

所得控除の損害保険料控除が廃止（平成19年度分住民税まで適用）され、平成20年度分個人住民税から地震保険料控除が創設されます。経過措置として、平成18年中に締結した長期損害保険契約に係る保険料は平成20年度分以後の個人住民税についても従来の損害保険料控除の適用があります。短期損害保険契約に係る保険料については控除の適用がなくなります。

詳しくは、お気軽にお尋ねください。

お尋ね 市役所市民税課（☎0956-24-1111）

9月定例市議会 補正予算などを審議

9月7日から27日まで9月定例市議会が開かれ、総額13億6,242万円の一般会計補正予算など55議案、4報告、1人事案件が上程されました。



補正予算

- 一般会計の主なもの
- ① 流水対策に係るもの
【農林水産業費】
● 流水処理事業費
漁港区域に係る流水の処分場への運搬経費など
二千万円
● 漁協に対する流水回収費用補助
流水回収作業に係る漁協に対する補助金
六百四十九万円
- ② 国・県の補助決定に伴うもの
【民生費】
● 保育所施設整備事業費
私立保育所の施設整備に対する補助
八千九百九十九万円
● 老人福祉施設等整備事業費
グループホームの消防設備整備に対する補助
八百四十万円
【農林水産業費】
● 光センサーみかん選果機導入事業費
一億円
- ③ 災害復旧
● 農業用・林業施設災害復旧事業費
農地81カ所、施設46カ所
一億六千万円
● 土木施設災害復旧事業費（59カ所）
一億三千二百万円
- ④ 経済対策事業
【農林水産業費】
● 市有ため池管理事業費（14カ所）
一千万円
【土木費】
● 単独道路整備事業費
一億一千三百三十二万円

- 狩立川久保線など28線、里道4カ所
一億円
- 単独水路新設改良事業費
十文野町地内など11カ所
三千五百五十万円
- 【教育費】
● 小中学校施設の維持改修事業費
木風小など11校、広田中など9校
三千万円
- ⑤ その他
【民生費】
● 介護保険事業特別会計繰出金
地域包括支援センター体制整備
五千二百六十万円
● 救護施設整備事業費
救護施設八天荘の火災復旧工事
一千百万円
【土木費】
● 土地区画整理事業特別会計繰出金
五億四千七百八十万円
- 特別会計の主なもの
【国民健康保険事業】
● 保険財政共同安定化事業拠出金
十四億九千九百八十七万円
【土地区画整理事業】
● 地方債元金の繰上償還金
九億五千七百八十万円
【地域交通体系整備事業】
● 松浦鉄道施設整備事業補助金
五千二百三十三万円
【介護保険事業】
● 償還金
一億一千三百三十二万円
- 市工場設置奨励に関する条例の全部改正
● 既存の奨励制度を全面的に見直し、企業立地（市外企業の新設や市内企業の増設など）に対して適用業種や奨励金額を拡大し、次の奨励制度を規定
土地取得奨励金
土地等賃借奨励金
立地奨励金（固定資産税相当額）
雇用奨励金
● 市国民健康保険条例の一部改正
国民健康保険法の一部改正に伴う老人医療受給者を除く70歳以上の一定以上所得者に関する一部負担割合の引き上げ
出産育児一時金（30万円→35万円）

主な一般議案

- 新たに生じた土地の確認及び町の区域変更（宇久町平）
- 工事請負契約締結
- 伝送施設及び構内伝送路構築工事
- 黒石住宅D棟建替（建築）工事
- 市西部芳世苑新築（建築）工事
- 神崎漁港地域基盤整備（その2）工事
- 市有財産取得
- ネットワーク機器
- 救助工作車、高規格救急自動車
- インターネット接続環境機器

主な条例制定と改正

- 市工場設置奨励に関する条例の全部改正
- 既存の奨励制度を全面的に見直し、企業立地（市外企業の新設や市内企業の増設など）に対して適用業種や奨励金額を拡大し、次の奨励制度を規定
- 土地取得奨励金
- 土地等賃借奨励金
- 立地奨励金（固定資産税相当額）
- 雇用奨励金
- 市国民健康保険条例の一部改正
- 国民健康保険法の一部改正に伴う老人医療受給者を除く70歳以上の一定以上所得者に関する一部負担割合の引き上げ
- 出産育児一時金（30万円→35万円）